

【付録】

埼玉県小学校教育課程編成要領改訂の趣旨と方針

1 埼玉県小学校教育課程編成要領改訂の趣旨

今回、国における教育課程の基準の改善が行われ、平成29年3月31日に学校教育法施行規則の一部が改正され、新しい小学校学習指導要領が告示された。

これに伴い、その趣旨に基づいて、平成21年3月に作成した埼玉県小学校教育課程編成要領を改訂することとした。

(1) 埼玉県小学校教育課程編成要領の作成・改訂の経緯

- ア 昭和27年 最初の埼玉県基準教育課程小学校編の作成（昭和26年の学習指導要領の改訂による）
昭和26年の改訂に基づいて作成された。これを本県の実態に即して地域化し、学校で教育課程を編成する際の具体的な手掛かりを提供した。
〔注〕昭和54年改訂の際、「埼玉県小学校教育課程編成要領」と改称された。
- イ 昭和36年 埼玉県基準教育課程小学校編の第一次改訂（昭和33年の学習指導要領の改訂による）
昭和33年の改訂の基本方針には、「基礎学力の向上」、「道徳教育の重視」、「科学技術教育の振興」の三つの柱が立てられた。教科主義的な立場が改めて見直され、国民としての資質、能力という視点が大切に考えられるように示され、この趣旨を踏まえて改訂が行われた。
- ウ 昭和45年 埼玉県基準教育課程小学校編の第二次改訂（昭和43年の学習指導要領の改訂による）
昭和43年の改訂の基本方針は、「基本的事項の精選」が挙げられ、国の基準の明確化を図るとともに「年間の授業時数を標準で示す」ことなどによって、教育課程の基準に弾力性をもたせ、社会情勢の変化に応じようとするものであった。埼玉県基準教育課程小学校編も、このような趣旨を重んじて改訂が行われた。
- エ 昭和54年 埼玉県小学校教育課程編成要領への改訂・改称（昭和52年の学習指導要領の改訂による）
昭和52年の改訂は、「自ら考え正しく判断できる力をもつ児童の育成」を重視し、人間性豊かな児童の育成を目指し、指導内容を基礎的・基本的な事項に精選して、ゆとりのある学校生活の中で学校や教師の創意工夫などとあいまって、知・徳・体の調和のとれた発達を促し、基礎・基本を確実に身に付けさせることをねらい、この趣旨を尊重し、改訂・改称された。
- オ 平成3年 埼玉県小学校教育課程編成要領の改訂（平成元年の学習指導要領の改訂による）
平成元年の改訂は、社会の変化とそれに伴う児童の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとし、この趣旨を十分に踏まえて改訂された。
- カ 平成12年 埼玉県小学校教育課程編成要領の改訂（平成10年の学習指導要領の改訂による）
平成10年の改訂では、児童の実態、教育課程の実施の状況、社会の変化などを踏まえて、完全学校週5日制の下で、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童に豊かな人間性や基礎・基本を身に付けさせ、個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うことを基本的なねらいとし、こうした国の示した教育課程の基準の趣旨を踏まえて改訂された。
- キ 平成21年 埼玉県小学校教育課程編成要領の改訂（平成20年の学習指導要領の改訂による）
平成20年の改訂では、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することを基本的なねらいとし、この趣旨を十分踏まえて改訂された。

(2) 教育課程に関する法規

我が国の学校制度は、日本国憲法及び教育基本法に則り、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令での定めがなされている。その中で、教育課程に関する法的な規定を見ると次のようなものがあり、各学校においてはこれらの法令にしたがって教育課程を編成しなければならない。

ア 教育基本法（平成18年12月22日施行）

教育基本法では、教育の目的（第1条）が示されている。

イ 学校教育法（平成29年4月1日施行）

学校教育法では、義務教育の目標が10号にわたって規定された（第21条）。その上で、小学校教育の目的（第29条）、

小学校教育の目標（第30条）が示されている。また、同条2項は、「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と規定している。さらに、これらの規定に従い、文部科学大臣が小学校の教育課程の基準を定めることになっている（第33条）。

ウ 学校教育法施行規則（平成29年4月1日施行）

学校教育法の規定により、文部科学大臣は、同法施行規則において、教育課程の編成（第50条）、授業時数（第51条の別表第1）及び小学校学習指導要領（第52条）によって、国としての教育課程の基準を示している。

エ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月1日施行）

教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第21条）、また、都道府県教育委員会は、市町村に対し、必要な指導、助言又は援助を行うことができる（第48条）と規定されている。

オ 市町村教育委員会の公立小中学校管理規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定により、教育委員会は、所管する学校の教育課程の編成等について、学校管理規則を定めている。

(3) 埼玉県小学校教育課程編成要領の性格

各学校においては、法令及び学習指導要領に基づいて教育課程を編成し、具体的な指導計画を作成することになる。その際、法令や国の基準として示されている学習指導要領だけでなく、本県教育の現状と課題を踏まえた具体的な資料が必要である。

埼玉県小学校教育課程編成要領は法令や学習指導要領について、その趣旨を受けとめ、各学校において教育課程を編成するに当たっての具体的な資料を示したものである。

2 埼玉県小学校教育課程編成要領改訂の経緯と方針

(1) 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会の設置

県教育委員会は、国の示した教育課程の基準の改善に基づき、本県の幼稚園、小学校、中学校における教育課程編成要領の改訂について検討するため、平成29年度に学識経験者、保護者、市町村教育委員会関係者、幼稚園・小学校・中学校の校（園）長、主幹教諭からなる埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会を設置した。

そして、平成29年7月に、「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について」の方向性を示している（付録「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告」参照）。県教育委員会は、この趣旨を十分に尊重して、埼玉県小学校教育課程編成要領の改訂に当たることとした。

(2) 埼玉県小学校教育課程編成要領改訂の方針

県教育委員会は、基本方針を次のように定め、改訂に当たった。

ア 埼玉県教育課程編成要領の改訂に当たり、新しい幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領の改訂の基本的な考え方に基づき、本県の学校教育の現状を踏まえ、各学校において教育課程を編成する上での拠り所を示すなど、指導計画の作成の具体的な資料とする。

イ 平成29年7月28日付け埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告を尊重する。本改訂においては、「第一部（概要編）」と「第二部（総則及び各教科等編）」の二部構成とする。

(ア) 「第一部（概要編）」

新しい学習指導要領等の趣旨等について重点化しつつ、後述する「第二部（総則及び各教科等編）」の内容を端的に分かり易くまとめたものを示す。

(イ) 「第二部（総則及び各教科等編）」

小学校における総則、各教科、道徳教育（「特別の教科 道徳」を含む。）、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、各学校で指導計画を作成するに当たり、作成に役立つ具体的な資料を提供する。

(3) 埼玉県小学校教育課程編成要領改訂の経緯

県教育委員会は、県内の学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭及び指導主事等139名を委員に委嘱・任命し、埼玉県小学校教育課程編成要領改訂協力委員会議を開催し、埼玉県小学校教育課程編成要領の改訂に着手した。

改訂作業は、埼玉県小学校教育課程編成要領改訂協力委員会議において、総則、各教科、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間及び特別活動の部会ごとに進め、細部にわたる検討を重ねた上で改訂案をまとめた。